

平成21年7月27日

「建設業取引適正化センター」の設置について

建設工事の請負契約をめぐるトラブル等に対応する相談窓口として、「建設業取引適正化センター」を開設します。

1. 事業の概要

建設工事の請負契約をめぐるトラブルについて、注文者や建設業者の皆様が「建設業取引適正化センター（以下「適正化センター」といいます。）」に相談を申し込むことにより、弁護士等の相談指導員に無料で相談ができます。

2. 実施方法

適正化センターの職員が、相談者から受けた相談について、その内容に応じて相談に対応する相談指導員を選定し、面談の日時を調整します。

相談者は指定の日時に相談指導員と面談し、アドバイスを受けることができます。

3. 利用手続

(1) 取扱う相談の範囲

建設工事の請負契約に関連したトラブル等に係る相談全般

(例) ・代金の支払時に減額されトラブルになっている。

・建設業法や関係法令に違反するおそれのある行為を元請業者から受けている。

(2) 相談日、開設時間

原則、毎日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

午前10時～12時，午後1時～4時

(3) 相談時間等

1 相談者1時間以内を目安とします。相談は無料です。

(4) 相談場所及び申込先

・建設業取引適正化センター東京

東京都港区赤坂3-21-20 赤坂ロングビーチビル3F

電話03-6229-1488

・建設業取引適正化センター大阪

大阪府大阪市中央区上町A-12 上町セイワビル3F

電話06-6767-3939

4. 開設日

平成21年7月29日（水）

5. 適正化センターの設置主体は、(財)建設業適正取引推進機構です。

【問合せ先】

総合政策局建設業課

課長補佐 中村、許可係長 安藤

03(5253)8111(代) (内線24715, 24718)

建設業取引適正化センターの設置について

【概要】

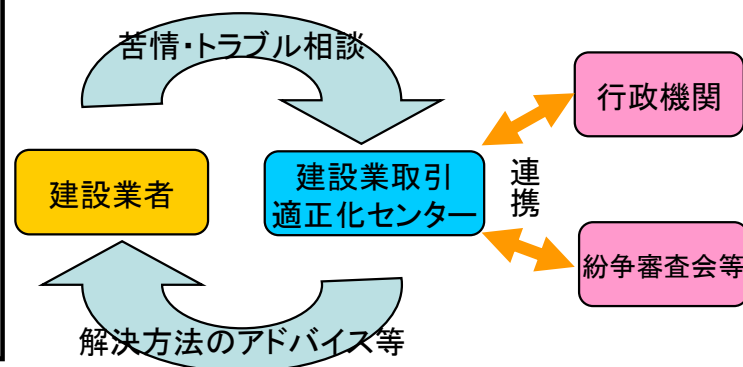
名 称	建設業取引適正化センター東京	建設業取引適正化センター大阪
所 在 地	〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-20 赤坂ロングビーチビル3F	〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A-12 上町セイワビル3F
電話番号 FAX番号	03-6229-1488 03-3588-0758	06-6767-3939 06-6767-5252
電話受付時間	10:00～12:00, 13:00～16:00 原則、毎日(土日、祝祭日、年末年始を除く)	10:00～12:00, 13:00～16:00 原則、毎日(土日、祝祭日、年末年始を除く)
相談指導員	弁護士、公認会計士、土木・建築専門家	弁護士、公認会計士、土木・建築専門家
開 設 日	平成21年7月29日(水)	平成21年7月29日(水)

【業務概要】

弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切かつ迅速なアドバイス

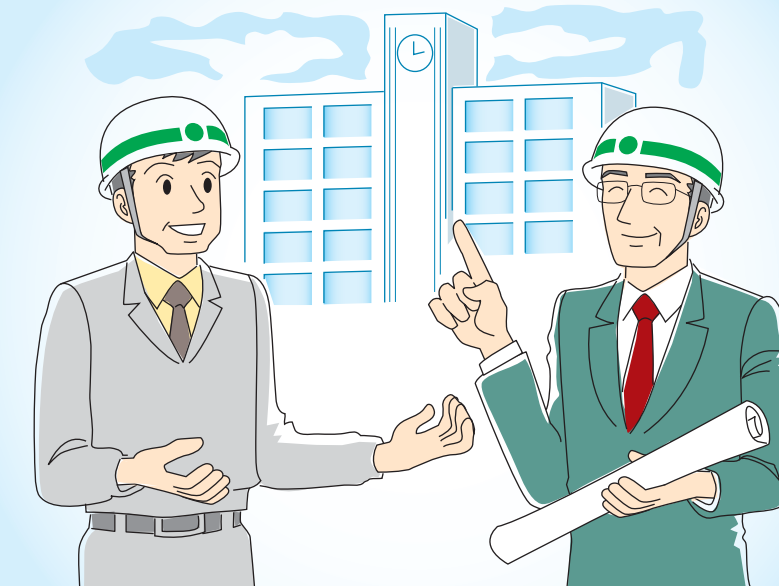
- ・取引上の苦情や下請代金不払等トラブルに関する対応
- ・紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス
- ・建設業法や関係法令に違反するおそれのある事案に対する行政機関の紹介
- ・あっせん、調停、仲裁等の希望者に対する紛争審査会の紹介
- ・紛争審査会への紛争処理申請に当たっての書類作成等のアドバイス
- ・不当に低い請負代金の禁止規定に該当するおそれのある事案の分析

(今後、全国各ブロックに設置予定)



建設業取引適正化センター

建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブルの相談窓口



トラブルを解消して、健全な取引をしよう!!

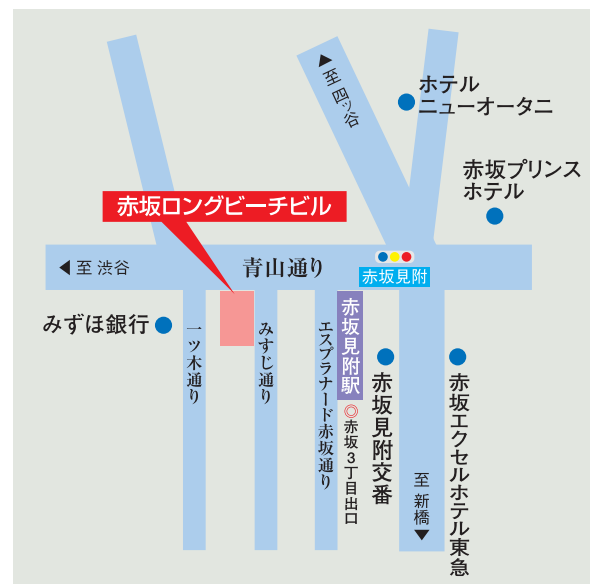
建設業取引適正化センター

センター東京 TEL.03-6229-1488

センター大阪 TEL.06-6767-3939

【受付時間】 10:00～12:00 13:00～16:00
(土日、祝日を除く)

● 相談申込み先 ●



センター東京

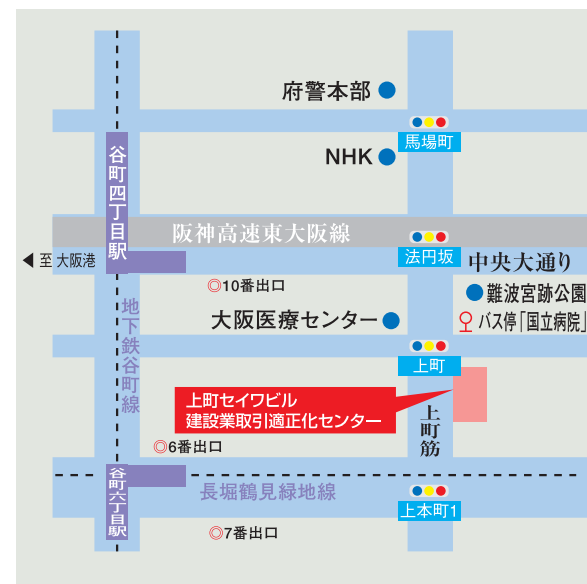
〒107-0052東京都港区赤坂3-21-20 赤坂ロングビーチビル3F
(財)建設業適正取引推進機構内

TEL.03-6229-1488

FAX.03-3588-0758

E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

<http://www.tekitori.or.jp/tekisei-1.html>



センター大阪

〒540-0005大阪市中央区上町A-12 上町セイワビル3F

TEL.06-6767-3939

FAX.06-6767-5252

E-mail:osaka@tekitori.or.jp

【電話の受付時間】 10:00～12:00 13:00～16:00

☆相談内容をトラブルの相手方や第三者に口外することはありませんので、安心してご相談ください。

★建設業取引適正化センターは国からの受託事業です。

(財)建設業適正取引推進機構

建設工事をめぐる元請・下請間等の取引上の苦情、トラブルの相談に応じます！

● 苦情の申出、相談できる事項

元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

苦情・相談の例

- 契約書を交付してもらえない。あるいは、支払い方法・期日などが記載されていません。
- 元請・下請間の取引における代金の支払いをめぐってもめています。
- 下請代金の支払時に減額処理をされて困っている。
- 建設業法や関係法令に違反すると考えられる行為を元請から受けています。

相談を受けた場合には、アドバイス、紹介

- 紛争の解決や、今後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行います。
- 建設業法や関係法令を所管している行政機関（厚生労働省・中小企業庁等）を紹介します。
- **あっせん、調停、仲裁等の紛争解決手続きは行うことができません**が、あっせん、調停、仲裁等を希望する方には建設工事紛争審査会等の紛争処理機関を紹介します。また、申請する際の手続き書類作成等のアドバイスを行います。

● 相談指導員

センター東京及びセンター大阪では、弁護士、公認会計士、土木・建築の専門家である相談指導員が、苦情・相談等に適切に対応します。

苦情・相談料金は、無料です。

● 相談申込みの手続

- (1) 相談しようと思われる方は、まず、裏面の建設業取引適正化センター東京又はセンター大阪に電話されるか、(財)建設業適正取引推進機構のホームページ掲載の「相談申込書」を印刷し必要事項を記入の上、裏面に記載のいずれかのセンターにファックス又はEメールにてお送りください。
- (2) 上記センターでは、相談申込書をもとに電話にて相談の概要をお聴きした上で、その内容を検討し、
 - ① 簡単な事案については、電話にてアドバイス等を行います。
 - ② 相談申込者が希望している場合、又は指導員が面接の上、詳細をお聴きして検討することが適当とセンターが判断した事案については、弁護士、公認会計士、土木・建築の専門家の相談指導員との相談日を連絡しますので、指定された日時にセンターまでお越しください。